

関係資料

17年9月9日

金融庁

平成 17 年 1 月 28 日

企業会計審議会の今後の運営について

企業会計審議会においては、以下の審議事項を取り上げることとし、このため所要の部会を編成するものとする。

(1) 企画調整部会（部会長 加古 宣士 早稲田大学教授）

EUにおける同等性評価や会社法現代化の動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行う。

(2) 監査部会（部会長 山浦 久司 明治大学教授）

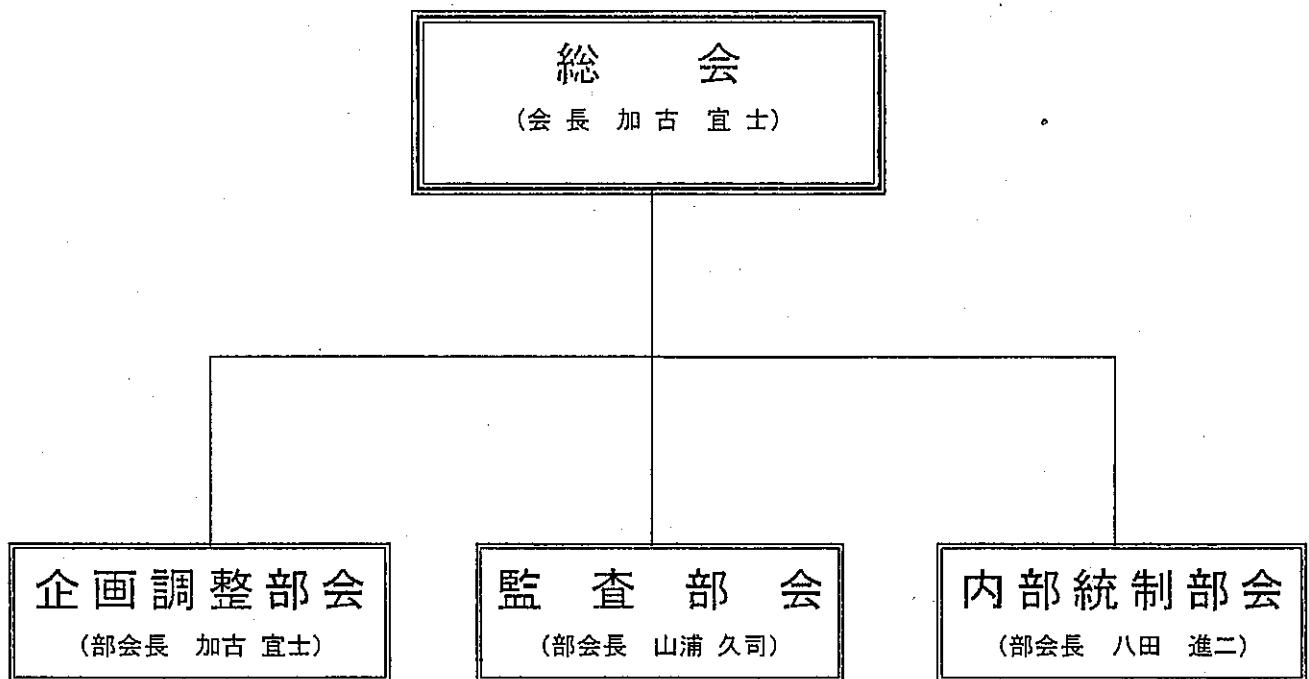
監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進める。

また、金融審議会における四半期開示をめぐる議論の動向を踏まえ、必要に応じ、四半期レビュー基準の策定を行う。

(3) 内部統制部会（部会長 八田 進二 青山学院大学教授）

財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行う。

企業会計審議会の組織図



金融審議会第一部会

ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要 —四半期開示関係—

1. 四半期開示の現況

平成15年4月以降、取引所ルールに基づき、段階的に導入。

15年4月～ 売上高等についての開示の導入

16年4月～ 要約貸借対照表、要約損益計算書等の開示の導入

19年4月～ 全ての上場会社に対して、要約貸借対照表、要約損益計算書等の開示を義務づけ。

(注) 平成16年10～12月の四半期において、東証上場会社の既に87.9%が要約貸借対照表、要約損益計算書等を開示。

2. ワーキング・グループの提言

企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められている状況の下、証券取引所で行われている四半期開示を証券取引法上の開示としても整備していくべきである。具体的には、次のような方向で整備を図っていくことが適切である。

- (1) 四半期開示の対象会社は、上場会社を基本とする。
- (2) 開示時期は、四半期終了後、最低限45日以内とした上で、できる限りその短縮化を図る。
- (3) 開示内容は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期セグメント情報並びに非財務情報とし、原則連結ベースで記載する。
- (4) 四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備を図る。
- (5) 四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図ることとし、レビュー手続に係る保証基準の整備を図る。
- (6) 四半期開示を証券取引法上の制度として位置づけていくに当たって、投資情報としての十分性、信頼性に留意しながら、半期報告制度を四半期報告制度に統合することを検討する。
 - ① 財務情報が投資判断を行うために必要な詳しさのものとなること。
 - ② 必要な非財務情報が開示されること。
 - ③ 必要に応じて単体情報についても開示されること(特に、第2四半期)。
 - ④ 開示企業の内部統制が適正に確保されていることを前提に、公認会計士等によるレビュー手続が投資者の信頼を十分に確保した形で実施されること。